

自治研 麻 かながわ

2012 **6** No.134
(通算 198号)

CONTENTS

巻頭言「地方分権改革の流れの中で」

大阪都構想とは何か —橋下市政3ヶ月、その争点—

大阪市政調査会会長/奈良女子大学名誉教授 澤井 勝 1

公契約条例の現段階と課題 —全国の動向をふまえて考える—

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター主任研究員 勝島 行正 11

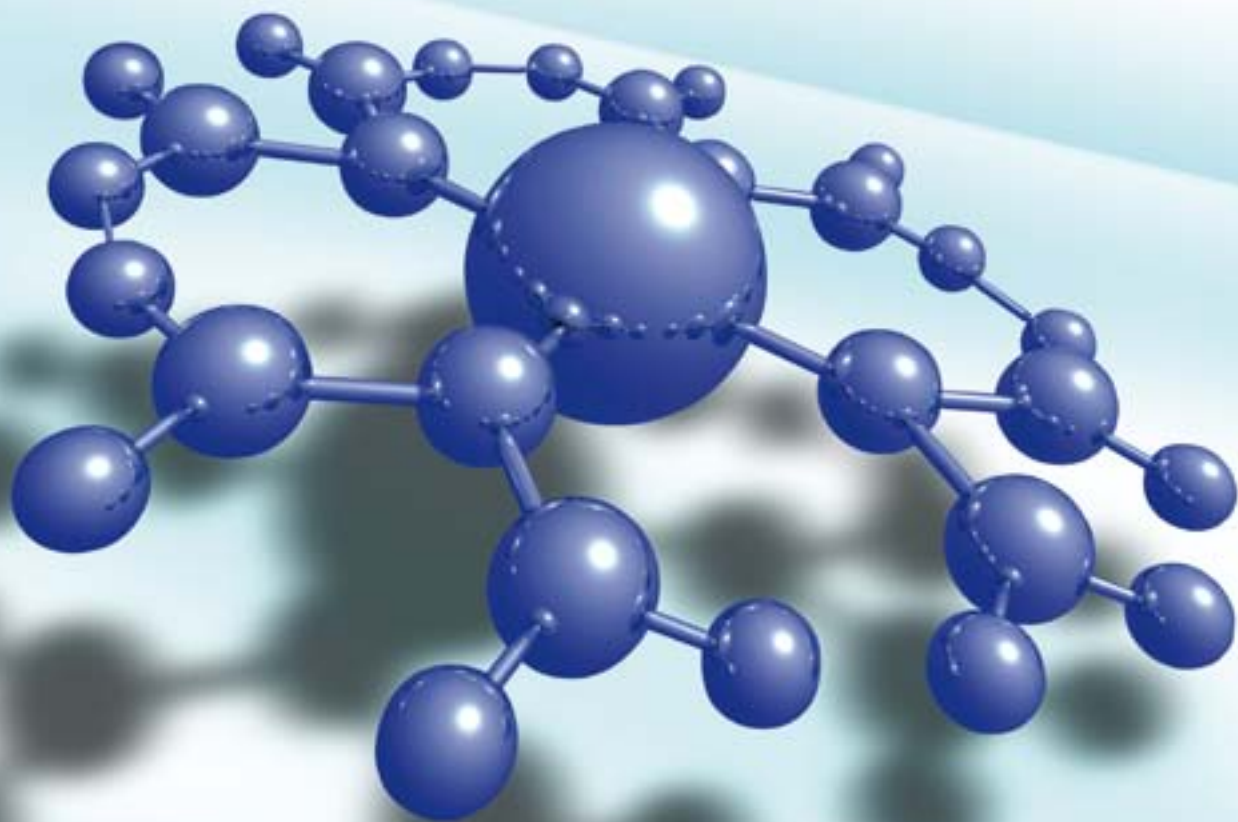
県が外部有識者による「神奈川臨調」を設置

—緊急財政対策本部調査会として9月に提言を予定—

編集部 19

新刊紹介

編集部 20



公益社団 **神奈川県地方自治研究センター**

地方議会のあり方については、特に「地方分権一括法」が成立したころから、議会不要論を含め、議論が多くなりました。機関委任事務による国からの仕事が多く、議決できる範囲が狭い。議会の第一の仕事はチェック機能、議会の力は首長の権限に遠く及ばないという議員の言い訳の根拠が崩れていきました。

議会としての議論を重ね、一致できれば、現在でも十分に力を発揮できる。合議制で結論を導き出す議会は、本来民主主義の舞台だという理想を、具体的に条例という形で示したのが、北海道栗山町の「議会基本条例」でした。栗山町議会は、それまでの実践を、議会基本条例にまとめたのだという議長の説明にますます驚いた記憶があります。

2006年5月に制定された栗山町の「議会基本条例」について、その直後の7月に直接お話を伺った衝撃は非常に大きく、私は2007年の地方統一選挙前の「自治体議会改革フォーラム」の立ち上げに参加しました。

自治体議会改革フォーラムでは、2007年の統一地方選挙に向けて、10項目の議会改革目標を掲げました。

ステップ1 2007年統一地方選挙までの共通目標として

1. 議員同士が責任を持って自由に討議する議会
2. 市民も参加できる開かれた議会
3. 積極的に情報を公開し透明性のある議会

ステップ2 今の制度のもとでも実現できるはず！まだできていなかったらすぐに着手しよう

4. 一問一答でわかりやすい議論をする議会
5. 市民にわかりやすい議会
6. 行政となれ合わない議会
7. 市民と政策をつくる議会
8. 行政から独立した事務局をもつ議会

ステップ3 地方自治法を変えて変革しよう

9. 実効性あるチェック機能をもつ議会
10. 自ら運営できる議会

この10項目を掲げて活動を始めて5年、議会改革は広がりや深まりを見せ、1つの指標にもなる議会基本条例を制定した自治体の数は、自治体議会改革フォーラム調査による見込みでは2012年3月末に、1789自治体中、約280になると予想されていました。

この約280の「議会基本条例」を制定した議会の中では、様々な調査で常にトップグループに位置する会津若松市議会や三重県議会、栗山町議会、福島町議会、流山市議会、京丹後市議会等々の議会が「議会基本条例」を市民とともに使いこなし、議会のあるべき姿を実際に見せてくれます。議会改革は、第2段階に入ったなど感じています。

「『ちょっとまで！その議会改革は誰のため？』市民と議員が議会改革の本質を考える！」これは、5月27日に開催されたシンポジウムのテーマですが、「市民と議員」のかかわりこそ、議会改革の鍵です。

大阪都構想とは何か

—橋下市政3ヶ月、その争点—

大阪市政調査会会長／奈良女子大学名誉教授 澤井 勝

2011年3月16日、神奈川県地方自治研究センター第3回総会記念講演会が神奈川県地域労働文化会館で開催された。大阪市政調査会会長・奈良女子大学名誉教授の澤井勝氏より「大阪都構想とは何か」というテーマで、ご講演をいただいた。以下は、その講演内容をもとに編集部にて原稿を作成し、澤井氏が加筆・修正したものである。

はじめに

(1) 数字で見る橋下支持

はじめに、新聞情報の数字について確認しておきたい。

第1点が昨年11月29日に市長選挙・知事選挙があって、このときの投票率が60.92%で、前回選挙より約17%多い。投票率が上がって、市長選挙で60%を超えた。

もう一つは30代の投票率がすごく上がって、これが20%を超える。特に若者というか20代も上がった。若い世代が参加してきた。従来 of 知事・市長選挙と違って、若者が出てきたということである。

学生は相当橋下支持が多いので、先生方も悩んでいる。行政学とか政治学は、先生方がゼミで議論していることもあって、大阪市長選を見ると、7：3ぐらいで平松支持が多いそうだが、他の学部に行ったら全く違う。学生維新の会ができていて、サークルで広がっている。若者の動きが拡大しつつあると思った方がいい。

それに対して有効な手立てを誰もまだ打て



講演中の澤井氏

てない。橋下市長について「ハシズム」と批判するような本も出ているが、そう言っているのは高齢者ばかりではないかと思う。この考え方は30代、40代にはあまり浸透していない。逆に橋下支持は、30代、40代のサラリーマン層で厚いような印象だ。基本的に市場主義的発想になじむという点では、維新のやっていることと同調しやすい。民間の企業の中で鍛えられているので、市場原理は響きやすくなっている。それにこれまでの大阪府役所や労働組合に対するバッシング感が根強いように思う。

朝日新聞の全国版（2月21日）に載ったが、2月18～19日に朝日が大阪府民を対象

に実施した世論調査では、橋下支持が 70% だった。知事時代の最後の時が 54% くらいだったが、市長就任から 2 か月で 70%。あの人に任すしかないという感覚だろう。何かやってくれそうだ、あの人についていくしかないという若い女性が言っていたが、そんな感じである。

70% というのは高い数字。橋下氏の知事時代の最高は 79% だったので、いろいろやっていくうちにぼろが出てきて落ちてくると思うが、簡単には落ちそうにない。だからこそ、橋下市長は次から次へと改革に手を出す。変化を見せないといけないので、ものすごく焦っているというか、早い。だからその動きをフォローしていくのが大変である。

また、橋下市長はツイッターをやるが、フォロワーが 60 万人でいま政治家でトップである。

(2) ブレーンがすすめる職員調査

野村修也さんという弁護士（中央大学法科大学院教授）が、幹部職員 150 人のメール調査をして揉めている。3 月中に調査結果をまとめることになっているがわからない。

もう一つ問題となっているのは、職員の思想調査である。野村特別顧問が 2 月に行ったアンケート調査は、府労働委員会から不当労働行為の恐れがあるとして調査停止の勧告を受けた。野村弁護士は調査をやめて 3 月中に集めた資料は廃棄処分するとしている。

調査は、職員あてにメールで来るが、職員番号と名前が入ってくるので、一人ひとりを持定できる。アンケート調査は無記名だが、これは一人ひとりわかる。メールを開けて、選挙活動で紹介者名簿を作ったか聞かれると回答に躊躇するだろう。しかし、時間が経つと疑われるのではないかと焦る。調査の期限は 1 週間で迷っている暇はない。

それぞれ職員の判断で対応したので、職員

の中で対応の分裂が起きた。きちんと答えた人、拒否した人、迷った人、みんな深い傷が残っているに違いない。

形を変えてやろうとしているのが今日の新聞に載っている調査である。今日の朝日新聞大阪版の一面で、職員調査を引き続きやると報道された。7 部局について、業務用メールで選挙活動をしていないかなどを調べる。

3 月 8 日現在で大阪市のホームページに「大阪市特別顧問及び特別参与について」と一覧が載っている。大阪府は一覧が出ていないのでわからないが、大阪市についてはちょうど 50 名いる。朝日新聞が 1 月 20 日ごろ記事にしたときは、26 名だったが、それから倍に増えている。この中に人事関係で、弁護士の名前がずらっと並んでいる。たぶんこの弁護士が調査活動をするのではないかと思う。

それを束ねるのが特別参与の野村弁護士で、前の調査の時はごみ箱をあさったというが、そういうふうに徹底した活動調査をする。特に地方公務員法違反とか、公職選挙法違反の証拠をつかみたいということでやっている。今朝の記事は、それを橋下市長が各部局長にメールで指示したというが、これは名宛のメールで来るので厳しい。

いま大阪市の役所の中は厳しい状況と思う。たぶん職員はこの 2 ヶ月間で自分の中で分裂させられている。選挙まではキャンペーンだから、どうでも言えるが、12 月 20 日に市長になってからは職務命令なので従わざるをえない。思いと違うことをやらないといけなくなっているので、その辺の疲労というか、打撃は相当あると思う。逆にいえばそれを逃れようとしたら市長命令に従うしかない。そういう風に動いている。

橋下市長についてはポピュリズム批判とかいろいろあるが、現場はそれよりももう先に行ってしまう。その辺を今日お話しし

ように思う。

1. 橋下市長が目指す改革

昨年 12 月 19 日に大阪市長に就任した橋下市長は、11 月 29 日の当選後 12 月 5 日から 9 日にかけて、市役所全局に対して 5 日間のヒアリングを行って注文をつけている。

その流れをみると、まず第 1 番目に府市統合をどうすすめるか。具体的には、大阪市、政令市をどう解体して基礎自治体と新しい府（都）にどう変えていくかという課題がある。

2 番目が民営化や市場化をどう進めていくかということで、具体的には交通局の民営化である。ただし、交通局の民営化については従来からずっと議論されていて、具体的な案も検討されてきたようで、これは相当早く進むと思う。特に大交、大阪市交通労働組合についていうと、かなり前から私鉄総連に行くことを冗談交じりで議論していたようなので、それが早まるという可能性がある。

府市統合と民営化は、プライベート化の潮流の中にある。1980 年代に進められたサッチャー改革に代表されるような流れで、それは、経済界、財界の流れでもあって、関西同友会は橋下市長の強力な推進力となって密着している。

3 番目は区政改革である。

いま公募区長の選定が進んでいる。いろいろ難問はあるが、24 区について 7 月までに公募区長を決める。現在の区長は全員応募したので、それがどうなるかがひとつのポイントである。どのくらい現役の区長が公募区長として採用されるか。どのくらい民間から入ってくるのか。どんな割り振りにするのか。西成区長がどうなるのか。

もう一つは公募区長にどう権限を移譲するのか。公募区長への権限移譲は法律の範囲内のできる事なので、どの範囲までやるのか。

ただし公募区長だが、行政区長なので、議会のないところで、区長権限を増やしたときに行政区長はどこまで政治責任を取れるか。政治責任は取れないはずで、橋下市長はおれが取ると言うと思うが、その辺の矛盾が出てきそうな気がする。

区民フォーラムというものを 4 月から始める。4 月 13 日に城東区で城東区民フォーラムをやると出ている。そこで何をやるかという、学校選択制をどうするのかについて区民のご意見を伺いたいという。300 から 400 人規模で区在住者から在勤者の区民を集める。学校選択制を区レベルで決めていく、区長が決めると言っている。

もう一つが中学校給食、これを全員喫食制にするのか、それとも弁当との選択制にするのか、それも区長の判断にすることなので区民のご意見を伺いたいと言っている。アンケート調査も行うということで動いている。

この区民フォーラムのあり方が焦点になると思う。おそらく維新の会は動員するだろう。

4 番目が教育改革。3 月議会で、大阪市議会についていうと、君が代・日の丸条例は通ったが、職員基本条例と教員基本条例は 5 月議会の継続審査になるようである。修正の点で煮詰まっていないようだ。

ここに来て出てきたのが 5 番目の財政改革で、来年度予算は 3 月議会ではまず 7 月までの暫定予算とした。8 月の本予算に向けて、3 年度で 550 億円の歳入不足を、歳出のカットで行うとして具体的な事務事業のグレートリセットの作業を進めているようだ。

6 番目は対職員、労組対策、これに力を入れている。信念に近いのでいろいろこれからもやっていこう。

大阪市政調査会は、市労連の部屋を借りて、2 人専従書記がいるが、これも含めて市庁舎の地下一階にある組合の事務所は出て行けと

言われている。

これまで無料だった賃料を昨年から半分だけ払うことになっていた。市長から 12 月末に全額払えと言われ、来年以降は全額を支払うことで話がついていた。年が明けて、市議会で維新の会の議員が、交通局職員の時間内政治活動について調査し、地公法違反だと糾弾した。そこでコロッと変わって、そういう組合に貸すことはできないので、出ていけということになった。

市労連のほうは、こういう議論で消耗することはないということを出ていくことにした。淀屋橋に市役所があるが、地下鉄で 1 駅先の「本町」に広い事務所を借りて移る。いずれにしてもこういう戦いがずっと続くと思う。

2. 就任前の各部局ヒアリングと主な指示内容

(1) 市長ヒアリングのスケジュール

橋下市長は、12 月 5～9 日の 5 日間で全部局のヒアリングを行った。

5 日の月曜日には、政策企画室、総務局、財政局、市政改革室、危機管理室、教育委員会、計画調整局。翌 6 日は、交通局、水道局、市民局、健康福祉局。7 日はこども青少年局、ゆとりと緑振興局、経済局、中央市場、環境局。8 日は病院局、監査・人事、情報公開室、都市整備局。9 日は消防局、港湾局、建設局、会計室、選挙管理委員会、契約管財局、総務局。

このように全部局ヒアリングして、市長に就任する前に全部局に指示を出している。市長になって 20 日に登庁したときには各部局にすぐ回答を求めた。

例えば、12 月 5 日に政策企画局に対しては、事業分類、府市統合本部、改革 PT、意思決定機関などをどうするのかについて具体的な提案を求めた。書いてあるものについて

検討することを求めている。この中で学生海外派遣なども具体的に動いている。

総務局では、市長直轄の人事体制、現業職員の採用とか、定年延長とか、大学統合とか、指定管理、外郭団体とか挙がっている。この中で早く動いたのは大学統合で、1 月 6 日に、市立大学と府立大学の統合本部ができて、両学長が入って統合に向けた議論が始まっている。これはかなり早く動くと思う。

(2) 現業職員への対応

橋下改革は、現業職員に対して非常に厳しい。職員の行動調査も現業職員中心のようで、特に採用の経過とか、コネクションとか含めてどういう経緯で入ってきたのかなどについて調べている。それから具体的には、組合活動をどうやっていて、政治活動をどのぐらいしているかなどを調べるという。

もう一つが、現業職員の給与引き下げである。民間並みということで、その典型例が、交通のバス運転手の給与を 38%引き下げる提案をした。これについては、労働基準法で、1 年間で給与引き下げができるのは 10%までなので、段階的に下げていくと軌道修正した。バスの運転手の平均給与が 700 万円で、大阪の場合、民間バスの運転手の給与の平均が 450 万なので、そこまで下げるとい主張のようだ。その上で民営化をするということのようである。

2 月 9 日に橋下市長は、交通局長に京福電鉄の副社長藤本氏の起用を決め、4 月に就任する人事を発表した。この人は、組合対策に長けているとされている。

環境局とか、港湾局の現業については切り離して給与引き下げするような方向で議論していくことになるだろう。

(3) 給食・学校選択制

教育委員会では、「『区民会議』での意見

集約に向けた調整」(給食・学校選択制)と出ていて、これが先ほど話した区民フォーラムの形で既に実現してきている。給食・学校選択制について区民会議というのを開いていくという提案だが、それが具体的には区民フォーラムになってきているのだと思う。

区によってだいぶ違うようだが、大阪市の場合、平松市長の時に最後の1年間で市政改革をやって、区政会議というのを置いている。区政会議は区によっていろいろあるが、基本的には町内会とか、地域団体の代表の方を集めて諮問委員会を開いてきた。去年各區でやってきたが、この区政会議を改組してたぶん区民会議を置くのではないか。その足掛かりとして区民フォーラムがあるのではないかと思う。

小学校給食の民間委託化が挙げられているが、これは給食調理員の身分に掛かってくる。一方で、中学校の給食を始めながら小学校は民間委託化。中学校給食は最初から民間でいくのだろう。小学校の方の給食については民間委託について議論して行くとなる。

学校統廃合は、学校選択制を導入する中で小学校の統廃合について議論にのせていくことになりそうである。

大阪府の場合は、教育基本条例で府立高等学校の評価制度を入れた。一定水準以下の高校、特に定員割れとなったところについては統廃合の対象とするとなっていた。再評価するということが変わったが、いずれにしても定員割れの府立高校については統合する、統廃合するという流れがある。特に標的となったのは西成高校で、いい教育実践をしているが、3~4割定員が足りないで時間が経過すると廃止になってしまう。西成高校は行き場のない高校生を集めているところで、居場所となっている。それが廃止の対象になってしまうということである。

高校配置のマネジメントにも触れているが、

市立高校は結構あるのでこれを府に統合するということである。中高一貫校選抜方法については、くじ引きでやっぺいこうということになっている。

(4) 地下鉄料金値下げ・コミュニティバス廃止

交通局は、最初に料金値下げの提案をやった。1月初めには地下鉄運賃値下げを提案している。交通局が4月から御堂筋線を中心にかなりいいところを値下げする。これは市民にとって受ける。こういうのは早い。それを交通局が提案して、OKで行けということになる。それから民営化ということだろう。

(※後日筆者追記：この運賃引き下げ案は5月現在、うやむやになっている。)

敬老パスの制度設計については、70歳以上の敬老パスがあるがそれを4月以降は凍結している。どうするか再検討する。6月末までは凍結と報道されている。同じように赤バス=コミュニティバスについても凍結状態である。敬老パスについては、多分所得制限を入れる程度だと思う。選挙の時に敬老パスはなくしませんと言っていたけれどそれを守れるか。赤バスの方は、路線の廃止も含めて議論されるだろう。

(5) 社協・あいりん対策

健康福祉局では、区社協のあり方が挙げられている。区社協よりも市社協の方が大変で、大阪市の社会福祉協議会は事業社協で、いろいろ事業をやっぺい、特に市がやるべきことを社協に投げているというところがある。地域包括支援センターはほとんど市社協がやっているが、それに対する市の補助金が4月以降凍結されている。外郭団体は、基本的に全廃と言っているのだから、その一環に入っている市社協がどうなるのか、一番心配している。

聞いたところによれば、社協は早期退職を募集しており、かなりたくさん応募しているようだ。市社協の事業はガタガタになるだろう。区社協に対しては市社協を通じてカネが出ているが、それもストップしているので地域団体が困るだろう。これも一つの焦点である。

あいりん対策については早く手がけている。最初は西成区の区長を橋下市長が兼務するという提案をした。それは無理だということで、現在は西成区長を中心にプロジェクトチームを立ち上げて、初回には橋下市長も出ている。あいりん対策については、どうもクリアランスしたいのではないかといいところがある。

(6) 府市統合の対象事項

市民局の改革、雇用対策は府市統合事業で、雇用対策の中で府と市がやっているものについては一本化する。人権協会や男女共同参画についても、府と市の事業を統合する。特に男女共同参画については橋下氏が知事るとき、府の方でドーンセンターというのがあったがそれが廃止の方向で議論された。いままで積んであった基金で運営してきたが、それがなくなるのでドーンセンター自体廃止ということが具体的に思ってくると思う。

ゆとりとみどり振興局では、近代美術館が府市統合の象徴とされる。安藤忠雄氏に助言を受けながら府と市の美術館を統合する。

大阪フィルの補助、市立もあるがこちらも現在凍結中である。

経済局では、ほとんど統合事項で府に統合していく。中央市場も同じ。病院も府に統合するといっているがこれは非常に難しいだろう。

都市整備局の住宅関連も統合、消防庁も東京消防庁型にするということで議論が始まっている。

港湾局の方はちょっとみえないが、もともと

と阪神港と大阪港の統合の話があるので、これは進むのではないかと思う。いま問題となっている、現在表面化しているのは以上のようなことである。

(7) 御堂筋のコンパクトシティ化

そのほか、議論で大きなところとしては、計画調整局に対する指示で「御堂筋（住居）」とある。コンパクトシティ化を図るといふ。御堂筋には銀杏並木がある。都市計画で周りの建物は全部高さ制限できれいにそろっている。それが御堂筋の衰退を招いているということで、コンパクトシティで高層化するというのが柱である。そこに高層マンションを立てて、若い人を呼び込むというのが御堂筋改革である。御堂筋がむちゃくちゃになってしまう可能性がある。

3. 先行する府市統合の動き

大阪市の府への解体もあるが、そのほかに民営化、アウトソースするというのもあるので、その動きが先行して進んでいる。要するに合法の範囲であれば、できる範囲でなんでもやるということで、先行している。大阪府市統合本部というのが大阪府庁舎にあるが、そこでやっている。

橋下市長は、昨年末の施政方針演説の中で、広域行政の担い手である大阪府との役割分担を整理するとして、政令指定都市の権限でも実行可能であれば、大阪府の権限としてその作業を進めるよう幹部職員を督励している。

さきほど社協の話も出たが、地域福祉計画の策定が途中で止められる事態も起きている。4年後に大阪都となって大阪市は廃止となる見込みだから、5年計画で縛れないという理由である。現場の課長レベルの過剰反応だと思うが、昨年策定委員が議論してきた報告書は、お蔵入りになった。

1月6日に、大阪府立大学と大阪市立大学との統合に向けた法人統合検討協議会が設置された。

人事のほうでみると、給与水準、大阪市の給与体系を府に統合するということが、いつからやるのか、組合との交渉事項になるが、俸給体系の統合の議論も進んでいる

大阪広域水道企業団が、2013年度、再来年度に大阪市の加入を受け入れる方針を決めた。企業団の首長会議の座長は堺市の市長である。

水道局の統合については、水道企業開発事業団がすでにできていて、それに大阪市が参加するかどうかの議論だった。それが最後に割れてしまった。大阪市が幹事団体になるのを参加市町村がいやがって、割れてしまって結局できなかった。それを統合するということが、既定路線である。

そのほか、大阪全体の府市統合の柱である活性化政策というのは、いまのところまだはつきりしていない。動いているのは、カジノぐらい。経済政策を府市統合でやるということについてはあまり動きがはっきり見えていない。

わかっているのは大阪府と大阪市の上海事務所統合。このあいだ決まったのは、大阪市と大阪府の東京事務所の統合である。日比谷公会堂にある大阪市事務所は、都道府県会館にある大阪府事務所に統合する方向で、4月以降、2012年度中に統合する。8人と6人、全部で14人いる職員をどうするのか。

一方で、基礎的自治体は権限分散化が進まず、現場の仕事は停滞している。どういう点で制度改革が行われてきて、それが具体的に市民にどう影響してくるのか、あるいは職員にどういう影響を与えていくのか、きちんと見ていかないといけない。

4. 大阪都構想と堺市の動き

もう一つの争点である大阪都の場合、対象となったのは、大阪府と大阪市、堺市である。当初は、豊中市とか東大阪市も含めた大阪都構想だったが、周辺市の反発もあって、大阪市と堺市に縮小した。それを大阪府と統合するということが、選挙段階での大阪都構想である。

堺市の方は、大阪府市と堺市の再編をまとめる協議会の設置条例案について、2月議会への提案を見送ることとなった。

竹山市長は前の選挙の時に現役の市長に対抗して出た。橋下府知事の全面バックアップで出たが、反乱を起こした。大阪府の部長だったが、堺市出身で、いまの段階では協議会に乗れない。特に堺市を3つに分割する案なので、当面は乗れないということで断っている。

こうしたことで、大阪都構想は当面縮小する形になる。

3月10日頃から、維新の会の堺市議会の会派が、府市統合協議会の設置条例案を提案して、公明党が乗った。堺市議会は、維新+公明合わせても過半数にならない。過半数を取れず否決したので、当面、協議会の設置はない。

5. 2012年度当初予算の特徴

2012年度当初予算については、経常経費を除いて暫定にしている。保育所の待機児童対策に28億円とか、選択制での試行が決まっていた中学校給食の開始、中学生までの医療費公費負担などを予算化した。これは大きい。

一方で、社会福祉協議会の補助金とか、赤バスの運営費補助、敬老パスなどは7月まで凍結となった。大阪フィルハーモニーへの助成や、文楽協会への助成も、凍結となって

いる。

当初予算では、若い子育て世代に向けての予算という触れ込みだ。基本的に高齢者向けの施策はもういい、むしろ若手を育てるのがこれからの大阪市の施策だという方向性を出した。

それから、「西成特区構想」で税を免除して、若い人に入ってきてもらおうという。西成区は交通の便はいい。あいりん地区の結核罹患率の低下施策や、不法投棄の防止策が現場から出ている。

12年度から西成区の低所得世帯の公立中学生に学習塾などに使える1万円のクーポン券の配布、4月から導入すると思う。

とりあえず予算措置としてはそういうところ。

6. 懲罰型人事評価の導入

職員基本条例、教育基本条例の話については、議論が錯綜しているが、教育関係の方々には非常に危機感を持っている。

基本的には、教員評価・職員評価に相対評価を導入するというのが中心である。絶対評価ではなくて、相対評価で5%、ABCDEのEの評価をつけることを義務付ける。教員のうちの5%はE評価をつけないといけぬ。E評価を受けた職員については、最初の案では2年続けてE評価だったら免職、という提案をしてきたが、それはパスできなかった。

ちょうどそのころ最高裁の、東京都の日の丸、君が代の業務命令については合憲という判決が出た。中身をみると、業務命令は合憲だが、戒告、停職については懲戒権の濫用になるという。府や市の懲戒3回で免職、というのは最高裁判決に違反するという議論がある。そこで研修規定を入れた。E評価を受けた職員は研修を受けて、さらにそれでE評価がついたら免職ということで研修規定を

入れてパスしようとしている。職員条例は揉めているが、府はこれで通りそうなので、こういう条例ができそうだ。

この春の卒業式で、日の丸・君が代の不起立はどうだったかと言うと、府立高校で21名が立たなかった。市立の小中学校でも7名が不起立で、懲戒処分をどうするかというのがあった。戒告ぐらいで始まって、次に進んで、研修をやるかどうかについては、教育委員会と知事市長部局で見解が違ってくるようである。

橋下市長・松井知事は戒告の次に免職をやりたいという意向のようなので、もしそういう処分が出れば、あとは裁判闘争になる可能性がある。最高裁判例違反というのが争点になるだろう。裁判で勝って処分が取り消されても、受けた不利益はもとに戻らない。

7. 区政改革への道筋

公募区長の選考について、110人くらい第1次合格者を決めている。6月には、公募区長を選定することになっている。それに基づいて区政改革をしていく。

そのなかで一番の目玉は区割りである。2月29日には「新たな自治区移行プロジェクト」が第一回会議を開いた。この新たな自治区移行プロジェクトが焦点になる。これは議題や資料がホームページに載っているのだから、フォローできる。

「新たな自治区」移行というが、特別区と基礎自治体の中身がなかなか固まらない。東京の特別区のようなものをつくると言っているが、実際はそうでなくて新たな特別区とか新たな自治区とかになりそうである。

区長権限がどうなるかということ、行政区の次の特別自治区をどうするのか。

都区財調、都区財政調整制度を入れたいのが一つ。もう一つは、地制調の分科会でも発言しているが、基礎自治体を作って、政令市

を廃止して、新しい大阪府か都をつくるが、そのときに国には迷惑かけないという。具体的には新しく交付税をもらうことはしないで、いまある大阪府と市がもらっている税源と交付税の範囲でやるので、国に迷惑かけないと言っている。それが可能か。制度設計をしないとそうならない可能性が高いが、いまはそう言っている。みんなの党と自民党・公明党は、地方自治法改正案を策定している。

民主党の方はプロジェクトチーム、逢坂誠二氏が PT の座長をやっているが、特別法を作る。自治法改正にしたくないようである。ここには一つ問題があって、自治法の改正は地方制度調査会の審議が必要であるが、議員立法ならそれを回避できる。いずれにしても議論は国会の議論となってきた。

民主党もプロジェクトチームは特別法を今国会に出すという方向でまとまってきたようなので、あとは、自公とかみんなの党と調整がついて法案になるかどうかである。みんなの党はすでに法案を出している。その辺の調整があって今国会でどうなるかが焦点、それに伴って維新の会の国政参加、選挙、参加の仕組みが変わってくると思う。

今後の課題

(1) 議会の多数派工作

大阪府の方は、知事と府議会でも維新の会が過半数を制しているのもまとめやすい。大阪市の方は維新の会が過半数を占めていない。公明党が参加すると過半数になる。公明党は基本的には総選挙のパートナーである。大阪府内の小選挙区で公明党が候補者を出しているところには維新の会が出さないという協定ができて、公明党が維新の会に賛成することで過半数の地位が取れた。日の丸・君が代について維新の会と公明党が主導権を握って、自民党を巻き込んで3党で多数派工作が

出来ている。

(2) 特別顧問・特別参与の動向

特別参与や特別顧問が相当大的な役割を果たしている。自立して動いているが、市長の命令でやっているということになっているので、亀裂が出てくる可能性ある。野村氏の問題も亀裂が出てきたが、橋下市長が飲み込んだ形になっている。その辺が今後の課題になってくるかもしれない。

(3) 区長が決める学校選択制

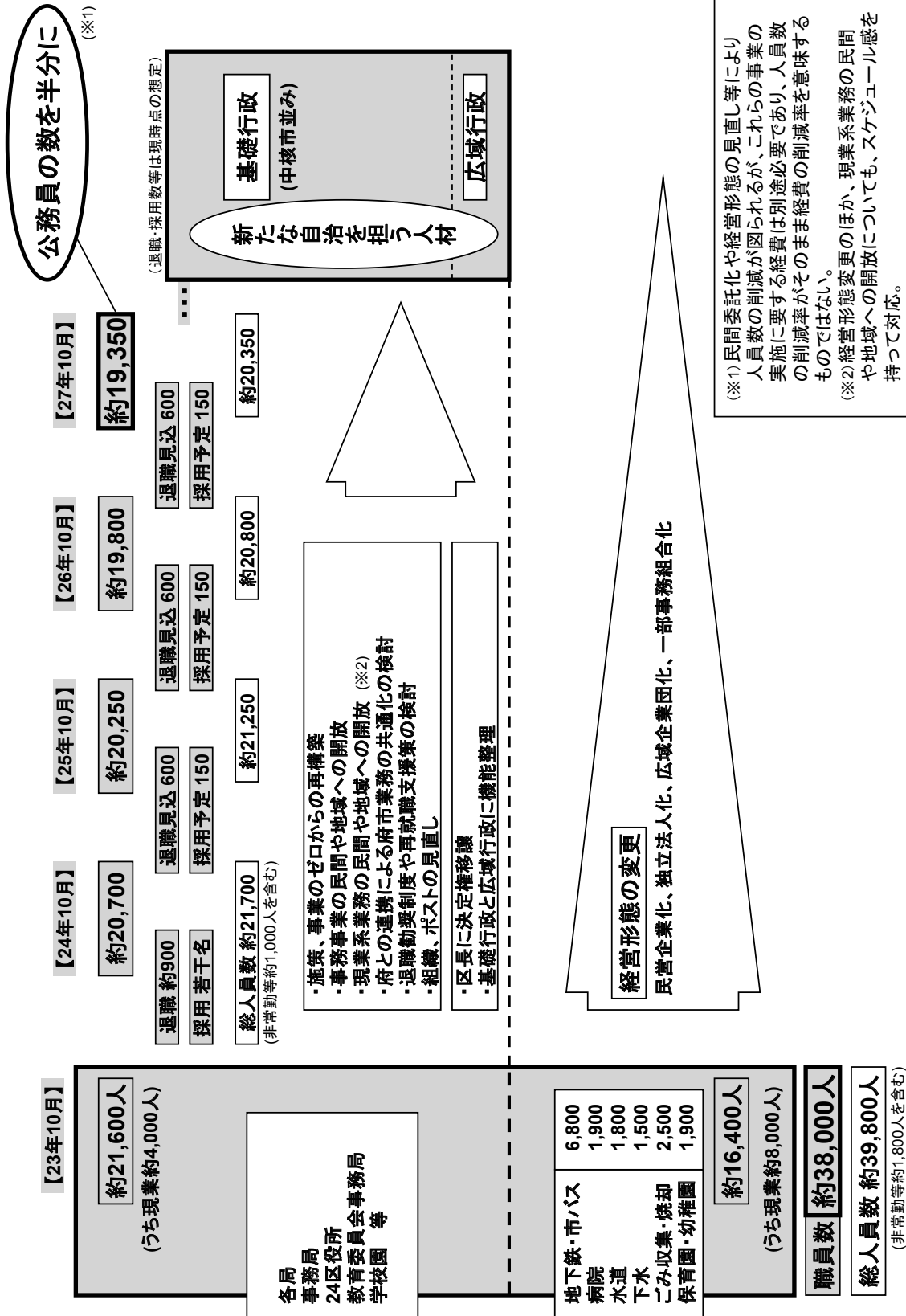
市民フォーラムの前提になっている学校選択制の導入には、いろいろ議論がある。城東区役所の通知を見てみると、「フォーラムを踏まえて秋以降に区長が方向性を決定する予定」としている。

学校選択制を区長レベルで決めるということは相当重い。東京の各区でやってきているが、成功しているとは言いきれない。最初に始めた杉並区は選択制をやめるという。親と子どもたちが選択することを公募の区長が議会との議論なしに決めていくのは、適切な公共性の担保なしということになりかねない。その辺をどういう風に考えていくか。

各種の世論調査によると、保護者の6～8割が賛成しているが、現実はそのような思いと違っているのではないかと思う。市の教育委員会でも議論があるところのようだ。

将来人員の見通し

※出所：大阪府戦略会議「職員の人員マネジメントについて」の決定
(2012年3月7日) 参考資料



公契約条例の現段階と課題

— 全国の動向をふまえて考える —

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島 行正

公契約条例の全国の動向について、この間、本誌で報告を行ってきた。2011年12月号（「国分寺市が「公共調達基本条例案」を提案—札幌市は来年2月議会に提案の意向—」）で紹介した札幌市は、残念ながら継続の扱いのままとなっている。国分寺市については、6月議会で一部修正した案を出し直し、6月議会で成立の見通しと聞いている。また、新たな動きとして東京都渋谷区が6月7日に条例案を区議会に提案した。この条例案は、対象を建設工事のみに限定した内容であるが、これも通過する見通しである。さらに、神奈川県厚木市でも12月条例制定に向けて具体的な動きが始まっている。加えて、いくつかの自治体における条例の検討状況についても報告するとともに、現段階における公契約条例の課題について考えてみたい。

札幌市の条例案が継続に

札幌市（上田文雄市長）は、2012年2月市議会に「公契約条例案」を提案したが、採決に至らず継続となった。この間の経過について新聞報道等を参考にまとめると以下の通りである。

（1）簡単な経過

2011年4月10日 上田文雄市長が三選。公契約条例の制定を公約にする。

2011年9月28日 上田文雄市長が、市議会において公契約条例の内容について明らかにする。

2011年10月12日 市議会で「公契約条例骨子案」が示される。

2011年10月16日 札幌建設業協会は条例提案に対して「実効性に疑問があると反

対の方針で一致し、労務賃金改善には最低制限価格の引き上げと経費率の見直しを最優先するべきである」と態度を決めた。（北海道新聞2011年10月17日）

2011年10月28日 札幌建設業協会が、札幌市に対して「入札・契約制度の改善がない状況での公契約条例制定には、反対。低入札率を最低でも90%以上に」との要望書を提出した。（札幌建設業協会HPより）

2011年11月21日 市議会財政市民委員会に「公契約条例素案」が示される。市議会は、大きく分かれた。「自民党・市民会議、公明党が「条例制定より最低制限価格の引き上げが先だ」として慎重な姿勢を表明。民主党・市民連合、共産党は推進の立場から、実効性の確保を求めた。」（北海道新聞2011年11月22日）

2011年11月22日から12月21日 札幌

市公契約条例に対する「パブリックコメント」を実施。

2011年12月6日 札幌市議会本会議における代表質問で、民主党（賛成）と自民党（反対）で賛否が分かれた。『公契約条例』をめぐる違法性を指摘する自民党・市民会議と、制定を後押しする民主党・市民連合の主張が、真っ向からぶつかった。（北海道新聞 2011年12月7日）

2012年1月24日 札幌建設業協会、北海道ビルメンテナンス協会、北海道警備業協会が反対陳情を行った。「最低制限価格の引き上げなど、入札契約制度の改善を優先するよう求めている。」（北海道新聞 2012年1月25日）

札幌市は、**2012年3月2日** 社団法人北海道警備業協会、**2012年3月5日** 一般社団法人札幌建設業協会、**2012年3月5日** 一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会、とそれぞれ入札契約制度についての意見交換会を行った。市議会予算特別委員会では、業界側から最低制限価格の引き上げなどについて一定の理解・評価が得られたと報告されている。

2012年3月19日 北海道ビルメンテナンス協会と市長との意見交換会が開かれ、市長が公契約条例について説明したが、業界側は「最低制限価格の引き上げについては、評価しているが、公契約条例とは別物であり、多くの課題がある。公契約条例は、企業に新たな財政負担を強いるもので、倒産する企業も出てくる懸念がある。札幌市内の当協会の清掃従事者は、約1万6千人であるが、条例の対象となるのは360人程度で、割合としては、3%弱である。条例は、残りの97%の賃金アップを企業に求める趣旨、意向であるが、昨今のデフレ経済の中で、そのような体力、原資はない。企業としては、同一労働・同一賃金が基本であ

るので、対象となるものとならないもので、賃金に格差ができ、対象外の者から賃上げ要求され、労使紛争の元になる」などと答えている。（一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会HPより要約）

2012年3月21日 札幌市は、「公契約条例を制定した場合、労働者の賃上げの効果額は、2億100万円に上るとの試算をまとめ、21日の市議会予算特別委員会で報告した。また、市は最低制限価格引き上げにより、受注業者の収入が21億5000万円増えるとの試算も報告した。」

最低制限価格の引き上げ率と効果については「建設工事で予定価格の平均87%から90%に引き上げ、業者は18億5000万円増収。清掃、警備、設備運転監視の3業務委託では、平均70%から85%への引き上げで、3億円の増収」としている。

（北海道新聞 2012年3月22日）

2012年3月22日 上田市長と札幌建設業協会との会談が行われ、「岩田会長らは、『長年の懸案だった最低制限価格を引き上げたのは評価するが、経済が厳しく、関係団体が反対する中で急いで制定する必要があるのか』と指摘。その上で、『モデル事業で課題を洗い直した上で、もう一度検討してはどうか』と提案した。」

（北海道新聞 2012年3月23日）

2012年3月23日 「公契約条例案が今議会で採決されず、継続審議となることが23日、決まった。」（北海道新聞 2012年3月24日）

（2）継続となったのはなぜか

公契約条例が、継続となった要因としては、大きくわけて3点あると考えられる。

一つは、札幌市の政治状況がある。この間の市長選挙における現職の上田市長を支持している民主党・連合と自民党・公明党

を中心とする反上田陣営との激しい選挙戦の影響が指摘されている。

二つは、関係する業界(札幌建設業協会、北海道ビルメンテナンス協会、北海道警備業協会)は、「入札契約制度を改善しないままの条例制定には反対」(1月24日の三者による市長宛陳情書)と主張していたにもかかわらず、その後、最低制限価格制度を改善したが、「入札制度改革と公契約条例は別物」(3月19日市長と北海道ビルメン協会との意見交換発言要旨)として、反対の姿勢を崩さなかったことが、大きな影響を与えた。

三つは、市長始め行政当局による議会、関係業界、市民への説明が不足しているのではないかということである。公契約条例の骨子案が市議会に示されたのが、10月中旬。その後、条例素案が11月21日に出され、パブコメの実施が11月22日から12月21日。さらに、業界へ市長が直接赴いて説明したのも3月下旬というのは、後手に回っているとの印象がぬぐえない。

(3) モデル事業で検証

今後は、先に触れたとおり、モデル事業で検証を行い、その結果をふまえて、関係業界と協議がすすめられることになっている。その行方が注目される場所である。

【札幌市モデル事業】

公契約条例の事務処理上の課題などを検証するため、7工事を対象に行う。内容は「従事者の作業報酬(賃金)台帳を請負業者が給料科目ごとに作成、その写しを市が指定した日までに提出する。台帳記載の対象とするのは、公共工事の積算に用いている公共工事設計労務単価の51職種に該当する労働者で、下請負人や一人親方も含む。市はこれを通じて、作業報酬台帳作成に関する職種の考え方や台帳の記入方法、下請

業者までの台帳確認などについて検証」する。モデル事業は、「1億円以上の建築や土木などの工事を対象」としている。(民主党さっぽろ2012年4月27日・5月4日合併号)

【参考資料】

札幌市公契約条例素案・パブコメ結果
<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/koukeiyaku/publiccomment.html>

国分寺市は6月議会で条例成立の見通し

国分寺市の「国分寺市公共調達条例案」は、6月市議会において昨年12月議会に提案された案を一部修正して再提案され、6月15日の市議会委員会で全会一致で通過し、本会議において成立の見通しとなった。

国分寺市の条例については、「2010年8月にパブリックコメントを実施し、同年12月議会で川崎市と並んで条例が提案されるものと期待されていたが、市政の諸般の事情から提案に至らなかった(自治研かながわ月報2011年12月)」といった経過を経て、一年後の2011年12月議会に条例案が提案されたものの継続審議の扱いとなっていたもの。

市議会での議論は、条例の逐条における検討が重ねられるなど、活発な審議が行われていた。

条例の骨子は以下の通りである。

○労働者の範囲(第2条・定義)

公共調達に係る業務に従事する労働者(下請負労働者、派遣労働者)、一人親方

○適用範囲(第15条)

- ・建設工事：1億円以上
- ・業務委託：1千万円以上で規則に定めるもの

(施行規則：施設の設備もしくは機器の運転又はそれらの管理、施設の清掃、資源物等の収集及び運搬)

- ・指定管理：指定管理額 1 千万円以上

○賃金額（第 14 条）

- ・工事：公共工事設計労務単価
- ・業務委託／指定管理：賃金構造基本統計調査の産業別の基本給のうち、当該受注者と同一職種の額。ない場合は、類似の職種。

○公共調達委員会（第 20 条）

委員は 5 人以内

事業者、労働者、学識者

渋谷区も 6 月に条例成立の見通し

東京都渋谷区（※1）は、2012 年 6 月 7 日の東京都渋谷区議会において渋谷区公契約条例案を提案した。条例案は関係委員会に付託されたが、会期末（6 月 20 日）には、条例案が採決される予定となっている。渋谷区の条例案は、以下にみるとおり、建設工事のみを対象とした初めての条例案となっている。

この条例案については、区議会において今回初めての提案で、しかも議論がほとんどないままに成立の見通しという、前例のない状況になっている。また、市民に対する説明やパブリックコメントもなく、関係者を交えた審議会の設置もされていない。

公契約条例制定にあたっては、その意義を議会だけでなく、市民や関係者の議論に委ねることは、条例という性格からも最低限の行うべき手続きであると思う。そのことを通じて、市民の理解を得られ、また、関係者への周知をはかることとなり、結果として条例の実効性を高めることとなるからである。

また、業務委託について、まったく触れ

られていないことについては、他の自治体の条例が課題を抱えつつも業務委託についても対象としてきたことから、労働者側から強く実現を求める声がある。区長は、議会において質問に答えて「公契約条例を制定している自治体も最初から完璧を期したものではなく、社会状況に対応しながら、定着をさせている。本区もその道をたどりたい」としている。つまりは、今後、業務委託についても追加されるものと期待したいところである。区長の決断を求めたい。

条例の骨子は以下の通りである。

○適用範囲（第 5 条）

建設工事 1 億円以上

○労働報酬下限額（第 7 条）

公共工事設計労務単価及び生活保護基準

○労働報酬審議会（17 条）

委員は 7 名以内

事業者、労働者、学識者

※1：区長桑原敏武（75 歳）3 期／自・公推薦／人口 20 万 4,753 人／一般会計予算額約 803 億円

神奈川県厚木市

神奈川県厚木市（※2）は、「公契約条例」制定に向けて動き出した。2011 年 2 月市長選挙で再選された小林常良市長は、「公契約条例について任期中の実現をめざす」との公約の実現をはかるために、庁内に検討会を設け、条例の準備を行ってきたが、2012 年 5 月に「(仮称) 厚木市公契約条例検討協議会(委員:使用者側 2 名、労働側 2 名)」が設置され、6 月 14 日に「条例骨子案 2」が出された。以下その要点である。

○契約の範囲

・建設工事 1 億円以上

・業務委託 1 千万円以上（清掃、受付、

案内、電話交換、警備、駐車場管理、給食調理)

○労働者の範囲

- ・設計労務単価に掲げる職種に該当し、工事請負契約に係る作業に従事する労働者等（原案では「派遣、一人親方含む」となっている）
- ・業務委託契約又は指定管理協定に係る作業に従事する労働者

○労働報酬下限額

- ・工事：公共工事設計労務単価と厚木市生活保護基準
- ・業務委託／指定管理：生活保護基準
- ・審議会の設置

○継続雇用についての努力義務

○出資法人等の努力義務

<今後の予定>

2012年8月 パブコメ予定

2012年12月 市議会提案予定

2013年4月 施行予定

※2：小林常良（63歳）二期・厚木市職員、厚木市議、神奈川県議会議員／連合神奈川推薦／人口22万4,420人・2012年度一般会計予算736億円

その他自治体の動き

神奈川県内・外の自治体の公契約条例の動きについて報告する。

(1) 神奈川県横浜市

横浜市の林文字子市長は、2008年8月に、中田宏前市長の突然の辞任に伴って行われた市長選挙で、民主党・連合の推薦で当選したことから、公契約条例についても前向きな展開が期待されたが、現状では、「引き続き研究していく」に止まっている。

2013年の任期を控え、市長は本年を林市政1期目の仕上げの年と位置づけている。日本最大の政令市である横浜市が、公契約条例をつくることの影響力はかなり強いだけに、実現への期待は高まっている。

(2) 東京都町田市

2010年3月に石坂丈一市長が再選され、2011年6月に、地元の建設組合や自治労町田市職労などの求めで庁内に「公契約検討会」が設置され、2012年3月に第5回をもって検討は終了した。そのまとめなどについては、現時点では明らかではない。隣接の相模原市に続いて欲しいと注目されている。

(3) 東京都世田谷区

2011年4月に保阪展人氏（元衆議院議員）が当選し、同年9月1日に学識3名（※3）庁内5名で「第1回公契約のあり方検討委員会」を発足している。区のホームページでは「第3回公契約のあり方検討委員会（2012年1月）」までの報告が掲載されている。検討されている内容は、契約制度全般にわたるものとなっているが、保阪氏の任期中に公契約条例が制定されることを期待したい。

※3：塚本一郎（明治大学教授）永山利和（日本大学教授）大井暁（弁護士）庁内5名

(4) 山形県山形市

2011年9月に市川昭男市長が三選され、2011年12月庁内に「公契約条例検討会」が設置された。2012年2月28日市議会本会議において「課題整理と対応策を検討している。なるべく早い導入をめざす」との市長答弁があった（やまがた市議会報2012年5月1日号）。東北地方ではじめての公契約条例の実現が期待されている。

(5) 兵庫県加西市

2011年5月に加西市役所職員であった西村和平氏が市長に当選した。前市長の中川暢三氏は、松下政経塾出身で市役所業務の包括外部委託化の検討、臨時職員全員の民間会社転籍を提案するなど大胆な行政改革を進めようとしたが、西村氏に敗れた。

西村氏は、市のホームページで「重要な施策の決定、推進にあたっては、対話と協調をモットーにして、一人でも多くの方のご意見を尊重します。決して、行政の独断専行はいたしません。」としている。こうした中で、公契約条例の実現が期待されている。

(6) 長野県

2010年8月に阿部守一氏が知事に当選し、公約であった公契約条例について2010年11月に庁内に「公契約研究会」を設置し、検討を重ねていたが、2011年10月に「公契約のあり方中間報告」が出された。この中で、今後の研究課題について以下の9項目が示された。この内容は、現時点で多くの自治体で議論されている課題である。

この研究課題について、最終報告ではどのような方向が示されるか、注目されている。

【中間報告で出された研究課題】

1. 一律の賃金限度額を定めることへの懸念

労働賃金は、経験、経験年数、熟練度等、様々な要因で決まるため、様々な要因を含めた評価方式について検討が必要である。

2. 実効性の確保

職種の種類や下請けへの確認が困難なため、実効性の確保のための方策の検討が必要である。

3. 行政コストの増加

資料の確認と内容確認調査に掛かるコストが大きいため、費用対効果について、十分な議論が必要である。

4. 受注者の負担の増加

報告書類・検査書類の作成等、受注者の負担が増加するため、対応を検討する必要がある。

5. 雇用弱者の締め出しの懸念

賃金下限額の設定により、雇用弱者を公契約による業務の雇用市場から閉め出すことのないよう、検討する必要がある。

6. 賃金が賃金下限額へ収束する懸念

賃金下限額を定めると、公的な金額であるとして、本来高い賃金の労働者が、賃金下限額での契約を強要されるおそれがあるため、対応方法を検討する必要がある。

7. 入札制度等の再検討

会社の健全な経営が確保できるよう、公契約条例の制定にあわせて入札制度を研究する必要がある。

8. 労働団体・経営団体等の意見調整

賃金は労使間の問題であり、双方の理解や市町村とも意見調整が必要である。

9. 関係法令との整合性確認

関係法令との整合性については議論のあるところであり、幅広く議論を進める必要がある。

(7) 愛知県

2011年12月1日、愛知県議会質疑において次のような質問に対して、知事答弁があった。今後の動向に注目したい。

質問「良質な公共サービスを安定的に提供するとともに、本県が進めている政策実現に資する入札に向け、公正な労働基準と労働関係法規の遵守、社会保険の全面適用とともに、障害者雇用、男女平等参画、環境、福祉、人権等を入札、契約において総合評価することを規定した公契約に関する基本

条例を制定し、公契約における企業の健全経営及び適正な労働条件の確保など、政策実現に積極的に取り組むべきと考えます。公契約のあり方を愛知から全国に発信していく、その気概が必要であると思います。条例化を含め、知事の御所見をお聞かせください。」

知事答弁「全国の議論をリードするくらいの気持ちで、幅広い観点からこの県が締結する公契約のあり方について検討を始めていきたいと考えております。」

(愛知県議会 HP より)

公契約条例をめぐる現段階

(1) 関東とその周辺に集中

2009年9月に野田市で日本で初めての公契約条例ができてから、2010年川崎市、2011年相模原市、多摩市と続き、現時点では、4都市となっている。その後が続くとみられている自治体は、国分寺市、渋谷区、厚木市となっており、野田市(千葉県)を除くといずれも神奈川、東京に集中している。また、検討中の自治体も同様である。

なぜ東京・神奈川に集中しているかについては、先行している自治体と人口や予算規模などほぼ類似の周辺自治体が一定の影響を受けて、活発化しているものと思われる。

(2) 気になる札幌市の今後

気になるのは、札幌市である。全国どこの自治体でも公共事業が減少している中で、事業継続に対する業界側の強い危機感が影響しているものと思われる。また、業界の動向に影響されて市議会の意見が真っ二つに分かれてしまい、合意が形成できなかつたということも課題である。今後は、9月市議会が焦点といわれているが、果たして

現状では、成立のはっきりとした見通しがたっていないように思う。このことが、マイナスにならないよう、早急に合意形成して、条例制定に向かってほしい。

(3) 都道府県段階の動きは「慎重」

公契約条例について、都道府県段階の動きが総じて弱い。内部検討を行っている自治体は多いと思われるが、積極的な姿勢がみられない。中間報告を明らかにした長野県については、中間まとめについて現段階での課題が網羅されているが、だからこれを突破する方向なのか、そうでないのかを示してほしいものである。この中間報告のニュアンスは、きわめて慎重である。

これは、一つは、県庁の扱う公共事業は国の補助事業なども多く、国に公契約法の動きが無い中で、慎重に構えていると思われる。二つは、実際に仕事が行われる地元市町村への影響を考えていると思われる。県が市町村を飛び越えて「労働報酬下限額」を決めることで、地元に影響が出ることに對して慎重となっているのではないかと。

行政当局は、であるがゆえに慎重姿勢となり、動かなくなっているものと思う。

ぜひ、今後は、首長のリーダーシップを発揮され、県庁内はもちろん、市町村ともに歩調をあわせて決断していただきたいところである。

(4) 貧困問題をめぐる世論の動向

公契約条例成立の背景には、ワーキングプアや貧困問題に対する社会的な関心と、具体的な施策を期待する大きな世論があったと思うが、最近では、「貧困問題」に対しては、生活保護の見直し、給付の制限などが声高に言われるようになっている。最近発表された自民党の社会保障政策の基本は、「自立・自助」であり、社会保障は補完的

な役割とされている。

しかし、「貧困問題」、「格差問題」は一向になくなっておらず、むしろ広がっており、深刻化している。

(5) 3.11 被災地の現状と公契約条例

昨年の3月11日に発生した東日本大震災は、現時点では、仮設住宅や仮住まいの人々が30万人をこえており、多くの避難者が厳しい生活を余儀なくされている。

生活を元に戻すには、家と仕事が不可欠であるが、被災地の求人の多くが、短期雇用・非正規労働と低賃金の仕事であると現地から報告されている。

また、自治体も復旧・復興に全力をあげているが、人手が足りず、他の自治体からの応援あるいは臨時・非常勤職員で埋め合わせている状況にある。

こうした中から、被災地に「公契約条例を」との声が強まっている。

多摩市条例づくりに学ぶ

— 自治基本条例に基づいて、労・使・行政が率直に話し合い合意を得る —

公契約条例は、発注者と受注者の対等な関係を前提としているが、多くの自治体で、必ずしも実現できていないと言われている。

多摩市の条例制定にあたっては、自治基本条例に基づいて、条例の事前審査を行った。その中で、事業者から、「条例は市と業者が対等とあるが、実際は、仕様書の変更や追加工事などがあってもその分の支払もされないことがよくある。こうしたことを改めてほしい」との発言があり、労働者側も市側もこれを受け止め、条例本文に「請負契約にあつては市長及び受注者が相互に対等平等な関係にある(第8条)」が追加された。

公契約条例の最も肝心なことは、発注者と受注者の契約自由の原則によっていることである。多摩市の条例づくりにあたっては、この原則を労・使・行政が率直に話し合い、合意の上で条例に書き込んだ。このことは、画期的なことである。

労・使・行政・市民がみんな喜ぶ条例

連合の「公契約条例制定に関するQ&A」の「問7公契約条例は労働者のための条例か？」の答えは「公契約に従事する労働者の労働条件に『底』を設けて、この『底』を下回る労働を禁止することによって、事業者相互間での公正競争を実現させることである。したがって、労働者とその使用者たる事業者はウィン・ウィンの関係にある。」となっている。(連合「公契約条例制定に関するQ&A」)

公契約条例の意義の第1は、自治体が、公共サービスを提供するにあたっては、適正な競争環境を整えること、すなわち「公正競争」を実現するということである。

第2は、そのことによって、「公共サービスの質や安全を担保し、もって人々の人間らしい生活を営む権利を具体的に保障する」ことである。

今や、世界は、「競争万能主義」の弊害によって、大きな危機に直面している。私たちは、もう一度「持続可能なまちづくり」というグローバルな目標について考え、行動しなければならない。そのためには、環境やエネルギー問題などと並んで、公共サービスや人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)が不可欠である。労働者も事業者もそこに住む市民も、行政もすべてが、ウィン・ウィンの関係にならなければならない。公契約条例は、そのためのツールの一つである。

県が外部有識者による「神奈川臨調」を設置

—緊急財政対策本部調査会として9月に提言を予定—

編集部

緊急財政対策本部調査会（＝神奈川臨調）の設置

県では、厳しい財政状況が見込まれる中で抜本的な行財政改革に取り組むため、今年1月に知事を本部長とする緊急財政対策本部を発足させたが、その附属機関として外部有識者による「緊急財政本部調査会」が設置され、3月29日に初会合が開かれた。調査会は「神奈川臨調」と称されている。

調査会のメンバー

調査会は以下6名のメンバーで構成されている（◎印座長）。

石原信雄〔財)地方自治研究機構会長〕

内野優〔海老名市長〕

小川賢太郎〔㈱ゼンショーホールディングス代表取締役社長〕

高橋忠生〔社)神奈川県経営者協会会長〕

坂野尚子〔㈱ノンストレス代表取締役社長〕

◎増田寛也〔㈱野村総合研究所顧問〕

検討事項

調査会は県が示した課題等について、今後の対応方向の意見・助言を行う。全4回の会議を経て、提言を取りまとめる予定。

県が示した7つの個別検討事項には、そ

れぞれ以下のテーマが選定されている。

①施策・事業

ア. 公民の役割分担からの見直し

イ. 民間資金の導入方策

ウ. 民間活力を活用した県施設の整備手法のあり方

②補助金・負担金

ア. 市町村補助金のあり方

イ. 団体補助金・負担金のあり方

③教育のあり方

ア. 県の公立学校への関わり方

イ. 公私立の役割分担

④予算の積算方式

・公共建築工事の設計価格

⑤人件費の抑制

・給与制度の見直し

⑥その他財源対策

・地方税財政制度の改革

検討のスケジュール

これまで開催された2度の会議では、次の議題が取り上げられた。

●第1回（3月29日）

主な議題：検討事項、今後の進め方

●第2回（5月26日）

主な議題：県有施設等、補助金・負担金、教育のあり方、人件費の抑制

第3回は7月中旬、第4回は9月上中旬に開催予定となっている。

鳴海正泰著

『飛鳥田横浜市政と革新自治の時代—そのときヨコハマは燃えていた—』

(横浜地方自治研究センター、2012年5月)

編集部

本書は、横浜地方自治研究センター前理事長の鳴海正泰氏(関東学院大学名誉教授)が、18年間務めた同センターの理事長を退任するにあたり、横浜の飛鳥田市政に携わった15年間の足跡を残すことを目的に刊行された。当事者が語る「革新自治体の時代史」である。

鳴海氏は、自治体問題のシンクタンクの先駆けである東京都政調査会研究員から、飛鳥田横浜市政誕生(1963年)と同時に横浜市役所に入庁した。ストーリーは、その時代を回顧した「横浜市長飛鳥田一雄を語る」の章から始まる。そこでは飛鳥田市長の誕生から横浜市政で取り組まれた自治体改革が記され、続く「飛鳥田市政と革新自治体が切り開いた地平」の章では、全国の革新自治体と手を携えてすすめられた、革新市長会による運動の記録が、具体的なエピソードを交え展開されていく。

また、1960年代前半の時代背景も含め、横浜の都市づくり構想を振り返る「横浜市の六大事業まちづくりの政策立案過程」の章は、都市計画プランナー田村明氏が牽引する横浜のまちづくり、という通説的なイメージに新たな視座を与えてくれる。構想づくりの礎ともいふべき浅田孝氏(環境開発センター主宰者)の紹介とともに当時の政策立案過程の仔細が記されており、約50年の歳月を経た今、

同時代の深い人脈が明らかにされるのは新鮮である。

後半の「制度改革だけで大都市の自治は実現しない」の章では、横浜市における自治体改革の経験を踏まえ、現在の大都市問題が語られている。大都市の自治においては「市民自治の充実を最優先に」という鳴海氏の発言には、革新市政の積み残した課題が、未だ改革途上にあることを再認識させられる。

さらに「覚書」として巻末に収められた「戦時中革新と戦後革新自治体の連続性をめぐって」の章では、東京都政調査会の主宰者小森武氏をキーパーソンにしなが、戦中・戦後を通じた「革新勢力のつながり」が明らかにされていく。革新自治体誕生の背景を探る手掛かりとして、非常に読み応えのある見聞録となっている。

革新自治体の隆盛が「歴史上の出来事」として語られ始めた今日、2000年の地方分権改革の源流に位置する革新自治体で、開拓の「舵取り役」を担った著者の回顧は、これからの自治・分権への取り組みにも貴重なヒントが盛り込まれている。自治体改革のダイナミズムを知る上でも必読の1冊といえる。

★購入〔頒価1,000円〕の申込み先★
横浜地方自治研究センター：TEL045-663-3232

編集後記

神奈川県は今年2月、住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準や手続きを定めた条例を、全国に先駆けて制定・施行した。対象となるNPO法人は条例で個別に指定されるため、最終的には県議会の議決が必要だが、条例提案前に行われる縦覧と第三者機関の審査会による審査手続きで、2月中に指定を申し出たNPO法人に対しては指定相当の判断が示されるなど、着々と手続きが進められている。県内3政令市も同種の条例案を6月議会に提案し、追随する動きである。

一方で県は、昨年12月からNPOへの寄附促進のため「神奈川チャリティアクション・キャンペーン」を実施し、ウェブサイト等を通じ情報発信を行っている。政府が主導した「新しい公共」支援事業の一環だが、神奈川では市民活動支援に関わるメンバーや有識者を中心とした「かながわ寄付をすすめる委員会」が推進役を担う。この寄附金控除のような環境整備は、一人ひとりの寄付行動が拡大して初めて、市民セクターを支える活きた仕組みとして成立する。寄付行動を人々の日常生活に浸透させていくことが、新制度の次なる課題のようである（「かなチャリ」のwebサイトは → <http://kanachari.jp/>）。

（谷本有美子）

2012年6月25日

自治研かながわ月報第134号（2012年6月号，通算198号）

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター	
発行人	上林得郎	編集人	高岡政行	定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F	
	☎045(251)9721(代表)		FAX 045(251)3199	
	http://kjk.gpn.co.jp/		E-mail:kjk@gpn.co.jp	

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。